

令和5年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和5年12月14日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 9時58分

議事日程

開会 令和5年12月14日(木) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 指定管理者の指定について

日程第8 議案第7号 阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第9 | 議案第8号 | 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 阿武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 阿武町集落排水事業の設置等に関する条例 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和5年度阿武町一般会計補正予算(第4回) |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回) |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回) |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回) |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回) |
| 日程第18 | 請願第1号 | 阿武町有林野条例改正についての請願 |

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- | | |
|----|------|
| 1番 | 米津高明 |
| 2番 | 上村萌那 |
| 3番 | 白松靖之 |

4番 西村容子
5番 松田 穰
6番 池田倫拓
7番 副議長 市原 旭
8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫
教育長 能野祐司
まちづくり推進課長 藤村憲司
健康福祉課長 矢次信夫
戸籍税務課長 水津繁斉
農林水産課長 野原 淳
土木建築課長 高橋仁志
教育委員会事務局長 藤田康志
会計管理者 柴田奈美
福賀支所長 佐村秀典

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席ください。

議員のみなさまには、令和5年第4回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦勞様です。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田 穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第12 議案第11号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第12、議案第11号までの11件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案11件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは、12月8日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案16件、請願1件のうち、議案第1号から議案第11号までの11件について、審議の内容と結果を報告いたします。

最初に、議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4件について、これらは本年8月の人事院勧告を受けての変更に基づくもので、関連性があるため、一括にて審議を行いました。慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するために、健康保険法等が一部改正されたことを受け、条例を改正するものです。こちらも慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、指定管理者の指定についての審議を行いました。これは、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の指定管理者を再指定するもので、通常指定期間は5年ですが、他の施設と期限を合わせるため、期限末を令和7年3月31日とする旨の説明がありました。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の3件について、これは先に行われました、子ども子育て支援法等の改正を受け、一部条例を改正するもので、関連性があるため、一括にて審議を行いました。慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例、議案第11号、阿武町集落排水事業の設置等に関する条例について、この2件は、令和6年4月から公営企業会計を適用するためのもので、関連もあり一括にて審議を行いました。条例の制定理由について質疑があり、執行部より、これまで特別会計を適用し、会計方法も単式簿記であったが、今後は、公営企業会計に移行するため、新たに条例を制定するとの答弁がありました。他にも2件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。慎重に審議を行い、全会

一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案16件、請願1件のうち、議案第1号から議案第11号までの11件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第11号まで一括して行います。一括して討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず、議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、指定管理者の指定についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第9号、阿武町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第10号、阿武町簡易水道事業の設置等に関する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、阿武町集落排水事業の設置等に関する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号から日程第17 議案第16号まで

○議長 日程第13、議案第12号から日程第17、議案第16号までの5件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案5件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案16件、請願1件のうち、議案第12号から議案第16号までの5件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第4回)についての審議に入りました。歳出からページをおって審議を行いました。

2款、総務費に関しては3件の質問があり、それぞれ執行部より丁寧な答弁がありました。

3款、民生費に関して、保育所運営費の備品購入費について、具体的な内容を問う質疑があり、執行部より、来年度福賀保育園分園の休園に伴い、4月1日から、園児の通園のための車両で使用するチャイルドシート2席と、車両につける置き去り防止装置を合わせて購入するとの答弁がありました。

6款、農林水産業費については、林業政策費の地域おこし協力隊起業支援補

助金の詳細について質疑があり、執行部より、今年 12 月末で卒業する協力隊の方が、卒業後も生業として自伐型林業をしていきたいということで、必要な資機材についての経費を計上した。今回補正予算ではあるが、最終的には、特別地方交付税を充てる予定であるとの答弁がありました。農林水産業費に関しては、他にも 2 件の質疑があり、それぞれ執行部より丁寧な答弁がありました。

7 款、商工費について、寺東のお試しサテライトオフィスの修繕費が上がっているが、今後の予定について質疑があり、執行部より、今後はサテライトオフィスを増やす予定はなく、あくまで阿武町のネット環境など、一定期間体験していただき、その後町内の空き家等を利用して、オフィス開設に繋げていきたいとの答弁がありました。商工費に関して、他にも 1 件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

8 款、土木建築費の住宅補修工事の場所と内容について質疑があり、執行部より丁寧な答弁がありました。

9 款、消防費については、可搬消防ポンプの購入について質疑があり、執行部より、この度奈古第 1 分団が操法大会にて優勝、来年、全国大会に出場することもあり、新たにポンプを購入する。現在は 1 番新しい福賀分団のポンプを操法大会用に使用しており、福賀分団は、旧式のポンプを積載車に載せているとの答弁がありました。また、福賀分団の積載車とはフレームも違い、積載車にロープで固定していることもあり、決していい状態ではないという意見もありました。

ここで執行部より、10 款、教育費の文化ホールの空調改修更新工事の内容について説明があり、大ホールに関しては、平成 8 年に完成以来 27 年間、故障もなく動いていたが、現在 2 つあるボイラーのうち 1 つが故障し、1 つのボイラーが稼働している。修理の見積があまりにも高額であったため、元々重油で動かすボイラーを灯油式のボイラーに変更、また、制御盤は交換ではなく修理にて対応することで、約 4,000 万円見積金額も下がり、このたび補正予算に計上した。財源に関しては、実質負担が 3 割程度で利用できる過疎債が適用できるため、それを使う旨の説明がありました。

また、諸支出金のボーリング工事について質疑があり、執行部より、工業団地を造成するにあたり、これまで稲作を行っていた場所で、農業用水として井戸があったが、その代替として区域外の農地で使用するため、水質検査とボーリング調査を行うとの答弁がありました。

続いて、歳入の審議に入りました。

慎重に審議を行った結果、議案第 12 号は、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 13 号、令和 5 年度、阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)、議案第 14 号、令和 5 年度阿武町国民健康保険(直診勘

定)特別会計補正予算(第1回)、議案第15号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)、議案第16号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の5件について、いずれも慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第12号から議案第16号までの5件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて討論に入ります。討論は、議案第12号から議案第16号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第4回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第13号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第14号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 15 号、令和 5 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 16 号、令和 5 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 請願第 1 号

○議長 日程第 18、請願第 1 号、阿武町有林野条例改正についての請願を議題とします。

まず特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました、請願第 1 号についての審議の内容と結果の報告をいたします。

請願第 1 号、阿武町有林野条例改正についての請願について、審議を行いました。

まず、紹介議員の米津高明委員に内容等の説明をしていただきました。請願内容は、風力発電事業によって、阿武町の貴重な山や絶滅危惧種のアブサンショウウオの生息地を壊さないでほしい、以前、有識者とともに現地調査を行った際、現状でも山の斜面が崩れて通りにくい部分もあり、工事が始まるとそれがさらに酷くなるのではないかと、また、山を守ることは海を守ることもつながる、阿武町の自然を守り後世に残すためにも、現状の阿武町有林野条例を守ってほしいとの説明がありました。

まず請願書の趣旨について、ある委員からは、内容から風力発電設置の可否、阿武町有林野条例改正について、そして、条例を改正する場合には、調査特別

委員会を設置してくださいという、大きく3点の項目に分けられる。設置に関しては、自然災害に対する対策等、町民にとって安全なものであるかどうか、また、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーを活用することも重要であるなど、請願内容と見比べても同様の考えである。次に、条例については、昭和33年、65年前に定めたもので、現在の時代背景と照らし合わせても見合っていないと考える。将来、阿武町の豊かな自然と触れ合い、親しむための施設等を行う上で、改正の必要性も出てくるのではないかと考える。最後に、新たな委員会の設置については、昨年誤振込みの事案の際にも話があったが、阿武町議会は他市町と比べても議員数も少なく、人員を考えても、この行財政改革等特別委員会の中で話し合えば良いのではないかと考える。という意見がありました。

別の委員からは、周辺の数名の方から風力発電への反対の意見を聞くが、現在調査段階で、その結果が出るまでは待つと考えている。調査結果が出てからでも遅くはないと考える。

また、他の委員からも、環境影響評価の結果もまだ出ていないし、その後の住民説明会の内容もまだわからない状況で判断するのは早すぎるという意見がありました。

また他の委員より、現状、条例により山が守られているか考えると、守られているわけではなく、放置してあるだけだと感じる。だから場所によって崩れたりしている。最近の林業では重機の使用は必要でもあり、時代に合わせた改正も必要になってくると思われる。最終的には町民に悪影響が出るのかどうか、判断材料が揃ってから判断するのが良いのではないかとという意見がありました。

他の委員からも、町有林野条例については古いものであり、いずれは改正の必要性も出てくるものと考えている。

また、議場での町長の答弁で、環境影響調査から対策書作成、それから条例の改正を議会に諮ると説明があり、この請願書の通りの流れになるのではないかとという意見がありました。

最後に、請願書の紹介議員より、風力発電は約20年という設置期間が考えられるが、他の風力発電事業者に聞いたところ、廃業後上物は撤去するが、コンクリートの土台の撤去は行わないという話でした。そういう負の遺産を残したくない、町有林を公共のために使うのであれば良いと思うが、地球温暖化対策の一環とはいえ、一企業の利益のために使うのはどうなのか、もっと考えてほしい。風力発電そのものに反対はしていないが、ただ予定地に建造した場合に、どういうことが起こるのかを心配して請願の紹介議員となった。という意見がありました。

各委員の意見も出揃いましたので、請願第1号を採択するかどうかについて挙手にて図りましたところ、採択に賛成が1名、反対が5名となり、請願第1

号、阿武町有林野条例改正についての請願は不採択となりました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された、請願第 1 号の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決の方法は、起立により行います。原案に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の起立を求めます。

(「起立」6名)

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、請願第 1 号は委員長報告のとおり不採択とされました。

ここでお諮りします。ただいま不採択とされました請願第 1 号の結果の通知等の事務の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって請願第 1 号の事務の整理等は議長に一任することに決定しました。

○議長 ここで全員協議会のため暫時休憩します。委員会室へ移動を行います。直ちに行いたいと思います。

休憩開始／15 時 27 分 会議再開／15 時 31 分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、町長があいさつを行います。町長。

○町長 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、今期定例会にご提案を申し上げました 16 議案につきまして、原案どおりご議決賜り、本当にありがとうございます。特に、国の人事院勧告等に伴う職員の給与等の改定につきましては、物価高騰等により生活が厳しさを増す中で、原案通りご可決いただき、年末調整に合わせて年内に差額支給ができますことにつきまして、職員に代わりまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本町においては、産業振興、雇用の場の確保対策、I ターンU ターン対策、子育て支援少子化対策、高齢者障害者福祉対策、そして地域医療体制の確保対策、さらにはDXの推進等々、まさに喫緊の課題が山積しております。

こうした中、今期定例会では、議員各位には一般質問あるいは議案審議等を

通して多くのご指摘、そして建設的なご提言等もいただきましたが、私は今後とも、これらをしっかりと受け止めて参考にしながら、また、町民のみなさんのご理解を得ながら、真に町民のためになる施策をスピード感を持って展開してまいりたいと思っております。

年が変われば令和5年度も残すところ3ヶ月となり、新年度予算の編成作業にも鋭意取り組むわけですが、阿武町らしく、明るい将来展望の中で、町民のニーズや時代の変化に対応して、町を大きく前へ進める施策をしっかりと立案展開してまいる所存でありますので、ご理解ご支援を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

最後に、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げますとともに、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えになられますよう、心からご祈念を申し上げます、さらに、この1年間のご厚情に心から感謝を申し上げます、今期定例会の閉会にあたっての私からのお礼のあいさつとさせていただきます。

今年1年大変お世話になりました、ありがとうございました。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

○議長 12月7日から本日までの8日間での阿武町議会第4回定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげをもちまして、会期日程通り、本日閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

今期定例会でも多くの一般質問において、質問や提言がありましたが、先ほどもありましたが、執行部におかれましては、それらをよく吟味していただいて、明日からのまちづくりに生かしてもらえたらと思います。

また、今期定例会におきまして、議長選挙が行われ、私が再び議長の大役を拝命することとなりました。今後も阿武町のため、行政と議会が車の両輪のごとく前進し、豊かで住みよい文化のまち阿武町、選ばれるまち阿武町の構築のため、全力で頑張っていかなければならないと強く思います。

阿武町議会は、町民のみなさんの生活や福祉に直結する大変重要な役割があります。町民の負託に応えていくために、議員各位には、今後もお尽力をいただきたいと思っております。

みなさま方におかれましては、年末年始を迎え、ご多忙な毎日が続くものと思われませんが、年明けには消防出初式の行事もあります。どなたも健康管理には十分配慮されまして、ご家族お揃いで健やかな令和6年の新春をお迎えになられますことを願っているところです。

みなさま方のさらなるご活躍とご多幸を心から願ひまして、甚だ簡単ではございますが、令和5年第4回12月定例会の閉会のごあいさつといたします。

○議長 以上で、12月7日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、令和5年第4回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお願いいたします。一同礼。お疲れ様でした。

閉会 15時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **松 田 穰**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**